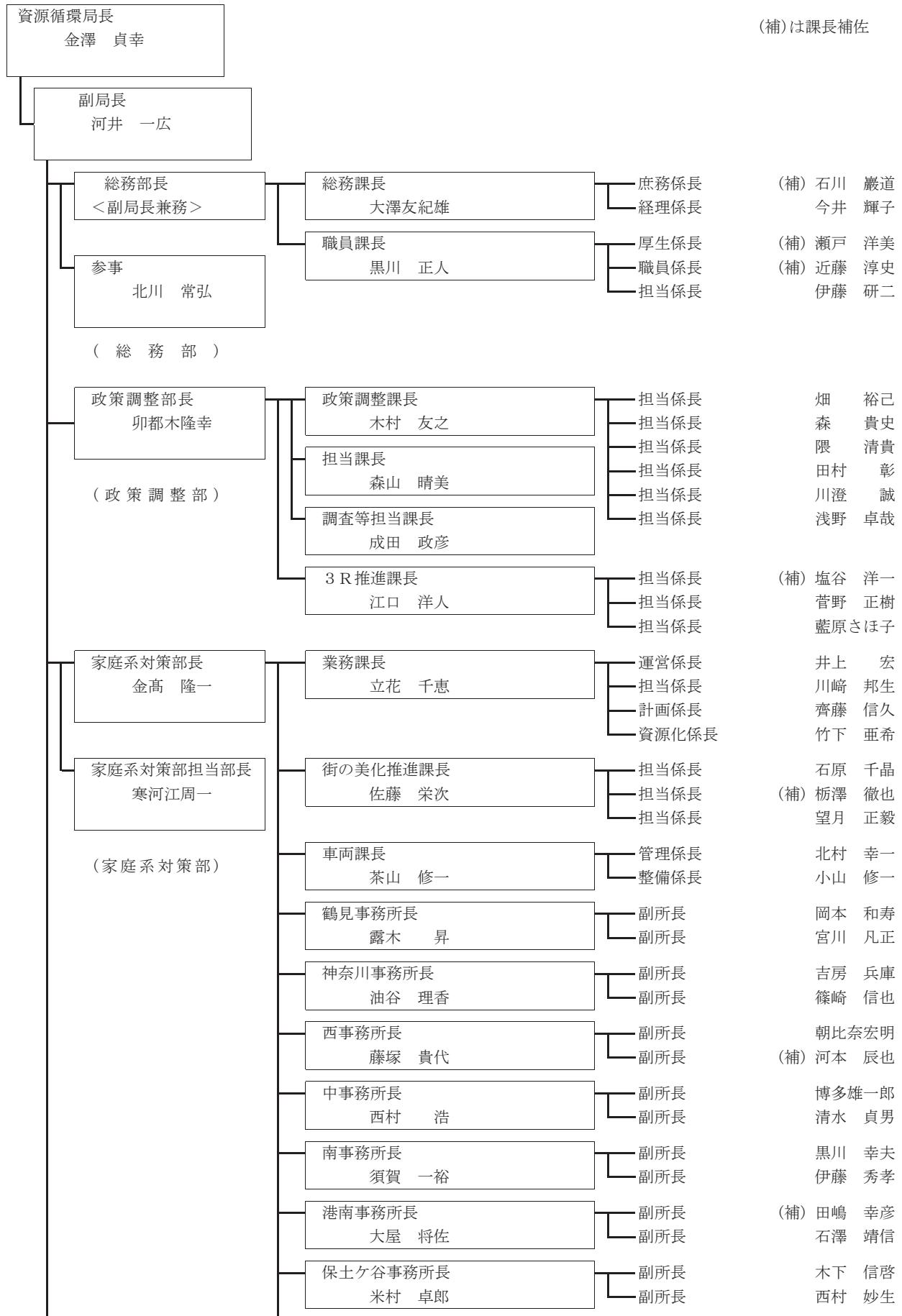
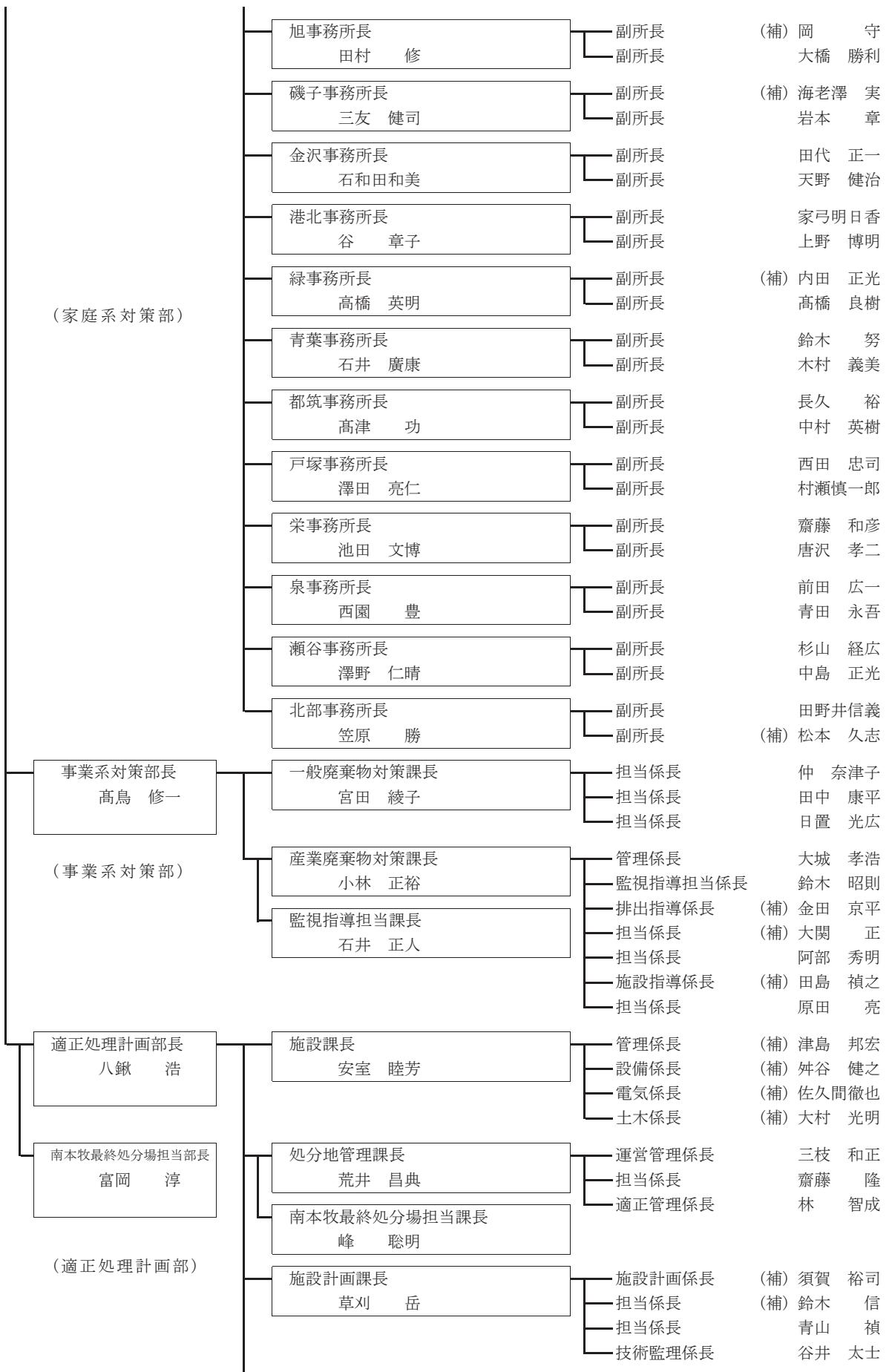


## 第1 機構・組織・人員及び予算

## 1 資源循環局機構図（令和2年5月1日時点）







公益財団法人 横浜市資源循環公社  
部 長 三瓶 一道

公益社団法人 全国都市清掃会議  
係 長 馬場 一彦

環境省  
係 長 本田 泰之

## 2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関する事。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関する事。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関する事。
- 3 局所属職員の研修に関する事。
- 4 局所属職員の公務災害に関する事。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 他の係の主管に属しない事。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関する事。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関する事。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関する事。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関する事。

- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

### 3 R 推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

### 家庭系対策部

#### 業務課

##### 運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

##### 計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るためにの対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

### 資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。

- 3 資源集団回収の促進に関すること。

#### 街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

#### 車両課

##### 管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

##### 整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

#### 事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。

- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

#### 北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

#### 事業系対策部

##### 一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 凈化槽の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 7 凈化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 8 凈化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 9 凈化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 10 凈化槽関係団体の指導に関すること。
- 11 その他浄化槽に関する事（環境創造局下水道管路部管路保全課の主管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課の主管に属しないこと。

##### 産業廃棄物対策課

###### 管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。

- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

#### 排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

#### 施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

#### 適正処理計画部

##### 施設課

###### 管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関するこ（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関するこ。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関するこ。
- 5 し尿検認所の運営管理に関するこ。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

###### 設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関するこ。
- 2 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関するこ（資源化のための研究及び開発に関するこを除く。）。

###### 電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関するこ。

- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

#### 土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

#### 処分地管理課

##### 運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

##### 適正管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

#### 施設計画課

##### 施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

##### 技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

## 工場

### 技術管理係

- 1 工場の管理に関する事項（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関する事項。
- 3 残灰の搬出処分に関する事項。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事項。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事項（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事項。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事項（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関する事項（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関する事項（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しない事項。

### 施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事項（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事項。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事項。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事項（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事項。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事項。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関する事項（旭工場に限る。）。

### 3 所属・職種別人員表（令和2年5月1日時点）

所 属		職 名				職 種							
		事務	技術	技能	計	課長級以上	課係長級補佐	事務		技術	技 能		計
								事務	指導員		自動手車等運	保員守等技能	
総務部	総務課	16	1		17	3	2	12					17
	職員課	11	2		13	1	3	9					13
	小 計	27	3		30	4	5	21					30
政策調整部	政策調整課	13	22		35	4	6	6		19			35
	3 R 推進課	11			11	1	3	6	1				11
小 計		24	22		46	5	9	12	1	19			46
家庭系対策部	業務課	29			29	3	4	17	5				29
	街の美化推進課	14	2		16	1	3	9	1	2			16
	車両課	5	5	31	41	1	2	4		3		31	41
	鶴見事務所	11		79	90	1	2	2	6		79		90
	神奈川〃	10		61	71	1	2	2	5		61		71
	西〃	9		33	42	1	2	1	5		33		42
	中〃	11		68	79	1	2	2	6		68		79
	南〃	10		63	73	1	2	2	5		63		73
	港南〃	8	1	60	69	1	2	1	5		60		69
	保土ヶ谷〃	9	1	55	65	1	2	2	5		55		65
	旭〃	11		59	70	1	2	2	6		59		70
	磯子〃	10		51	61	1	2	2	5		51		61
	金沢〃	10		59	69	1	2	2	5		59		69
	港北〃	12		99	111	1	2	3	6		99		111
	緑〃	9		51	60	1	2	1	5		51		60
	青葉〃	11		78	89	1	2	2	6		78		89
	都筑〃	8	1	46	55	1	2	1	5		46		55
	戸塚〃	11		70	81	1	2	2	6		70		81
	栄〃	9		48	57	1	2	1	5		48		57
	泉〃	9		41	50	1	2	1	5		41		50
	瀬谷〃	9		39	48	1	2	1	5		39		48
収集事務所合計		177	3	1,060	1,240	18	36	30	96		1,060		1,240
事業系対策部	北部事務所	9		51	60	1	2	1	5		51		60
	事務所合計(北部含む)	186	3	1,111	1,300	19	38	31	101		1,111		1,300
小 計		234	10	1,142	1,386	24	47	61	107	5	1,111	31	1,386
適正処理計画部	一般廃棄物対策課	11	5		16	2	3	5	2	4			16
	産業廃棄物対策課	17	28	2	47	2	7	12	1	23	2		47
小 計		28	33	2	63	4	10	17	3	27	2		63
適正処理計画部	施設課	7	23		30	2	4	6		18			30
	処分地管理課	5	5		10	3	2	3		2			10
	適正管理係	1	7	6	14		1	1		6		6	14
	施設計画課	1	21		22	1	4	1		16			22
	鶴見工場	3	35	29	67	1	7	3		27		29	67
	旭工場	3	41	28	72	1	7	3		33		28	72
	金沢工場	3	34	37	74	1	7	3		26		37	74
	都筑工場	2	36	29	67	1	7	2		28		29	67
	焼却工場計	11	146	123	280	4	28	11		114		123	280
小 計		25	202	129	356	10	39	22		156		129	356
合 計		338	270	1,273	1,881	47	110	133	111	207	1,113	160	1,881

## 4 令和2年度予算

### (1) 令和2年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
16款 分 担 金 及 び 負 担 金	千円 6,587	千円 6,587	千円 0	
1項 負 担 金	6,587	6,587	0	
4目 資 源 循 環 費 負 担 金	6,587	6,587	0	
(1) 駅 前 広 場 清 掃 費 負 担 金	6,587	6,587	0	
17款 使 用 料 及 び 手 数 料	5,405,299	5,301,013	104,286	
2項 手 数 料	5,405,299	5,290,714	114,585	
7目 資 源 循 環 手 数 料	5,405,299	5,290,714	114,585	
(1) 一 般 廃 葦 物 処 理 手 数 料	4,847,531	4,741,675	105,856	処理量の増
(2) 産 業 廃 葦 物 処 理 手 数 料	542,250	542,900	△650	
(3) 使 用 濟 自 動 車 引 取 業 者 登 錄 等 申 請 手 数 料	915	4,050	△3,135	
(4) 産 業 廃 葦 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	14,193	2,069	12,124	収納方法変更による増
(5) 一 般 廃 葦 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	410	20	390	収納方法変更による増
〔 証 紙 収 入 〕	0	10,299	△10,299	(廃 項)
18款 国 庫 支 出 金	853,001	103,857	749,144	
2項 国 庫 補 助 金	853,001	103,857	749,144	
7目 資 源 循 環 費 国 庫 補 助 金	853,001	103,857	749,144	
(1) 工 場 費 补 助 金	810,784	48,800	761,984	補助対象事業費の増
(2) し尿処理施設整備費 補 助 金	36,717	43,557	△6,840	補助対象事業費の減
(3) 減量・リサイクル推 進 費 补 助 金	5,500	11,500	△6,000	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
20款 財 産 収 入	千円 80,535	千円 83,079	千円 △2,544	
1項 財 産 運 用 収 入	76,765	80,905	△4,140	
1目 財 産 貸 付 収 入	76,765	80,905	△4,140	
(1) 土 地 貸 付 収 入	76,025	80,434	△4,409	
(2) 建 物 貸 付 収 入	740	471	269	
2項 財 産 売 払 収 入	3,770	2,174	1,596	
2目 物 品 売 扯 収 入	3,770	2,174	1,596	
(1) 不用物品売払収入	3,770	2,174	1,596	
21款 寄 附 金	0	550	△550	
1項 寄 附 金	0	550	△550	
2目 一 般 寄 附 金	0	550	△550	
(1) 日 本 中 央 競 馬 会 附 金	0	550	△550	対象事業の減
24款 諸 収 入	5,142,287	5,373,144	△230,857	
1項 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過 料	4,011	4,011	0	
1目 延 滞 金	1	1	0	
(1) 延 滞 金	1	1	0	
3目 過 料	4,010	4,010	0	
(1) 過 料	4,010	4,010	0	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
3項 貸付金元利収入	千円 1,112	千円 1,012	千円 100	
7目 資源循環費 貸付金元利収入	1,112	1,012	100	
(1) 一般廃棄物処理 手数料収納資金 貸付金元利収入	800	700	100	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条例過料収納資金 貸付金元利収入	312	312	0	
5項 雜 入	5,137,164	5,368,121	△230,957	
8目 資源循環費雑入	4,443,929	4,692,708	△248,779	
(1) 施設管理収入	55,946	56,520	△574	
(2) 資源化物売扱収入	1,091,436	1,104,379	△12,943	売扱い単価及び量の減
(3) 広告料収入	1,047	1,094	△47	
(4) 発電収入	3,281,434	3,514,349	△232,915	運転計画による減
(5) 移動トイレ収入	200	200	0	
(6) 自動車損害賠償責任 保険金収入	400	400	0	
(7) 東京電力 ホールディングス 株式会社賠償金	13,466	15,766	△2,300	
15目 雜 入	693,235	675,413	17,822	
(2) 社会保険料納付金	542	577	△35	
(3) その他の	692,693	674,836	17,857	

科 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
25款 市 債	千円 2,979,000	千円 474,000	千円 2,505,000	
1項 市 債	2,979,000	474,000	2,505,000	
7目 資 源 循 環 債	2,979,000	474,000	2,505,000	
(1) 事務所等整備費 充 当 債	147,000	0	147,000	起債対象事業費の増
(2) 車両管理費充当債	343,000	190,000	153,000	起債対象事業費の増
(3) 工場費充当債	2,331,000	136,000	2,195,000	起債対象事業費の増
(4) 産業廃棄物 対策費充当債	104,000	126,000	△22,000	起債対象事業費の減
(5) し尿処理施設 費充当債	54,000	22,000	32,000	起債対象事業費の増
歳 入 合 計	14,466,709	11,342,230	3,124,479	

(2) 令和2年度 一般会計歳出予算説明

款項目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説明
	千円	千円	千円	千円
9款 資源循環費	41,993,265	41,353,034	640,231	
1項 資源循環管理費	22,933,925	22,873,935	59,990	
1目 資源循環総務費	16,074,628	16,359,603	△284,975	職員人件費 常勤一般職員 1,766人 再任用職員 常勤職員 111人 短時間勤務職員 88人 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 減量・リサイクル施策推進事業費 労務関係経常費等  <b>【増減の主な理由】</b> 職員人件費の減
2目 減量・リサイクル推進費	4,629,570	4,517,782	111,788	分別・リサイクル推進事業費 資源選別施設運営費 ヨコハマ3R夢広報啓発事業費 発生抑制等推進事業費 資源集団回収促進事業費 事業系ごみ適正搬入推進事業費 分別排出推進事業費 資源化施設基幹改修費 國際協力事業費 市役所ごみゼロ推進事業費等  <b>【増減の主な理由】</b> 資源選別施設運営費の増
3目 事務所費	475,762	376,319	99,443	事務所等運営費 事務所等整備補修費等  <b>【増減の主な理由】</b> 事務所等整備補修費等の増
4目 車両管理費	1,753,965	1,620,231	133,734	車両調達費 車両維持管理費等  <b>【増減の主な理由】</b> 車両調達費の増
2項 適正処理費	18,637,756	18,027,659	610,097	
1目 適正処理総務費	6,321,680	6,036,005	285,675	粗大ごみ処理事業費 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 中継輸送業務委託事業費 クリーンタウン横浜事業費 イベント関連歩道清掃費 不法投棄防止対策事業費 適正処理総務管理費等  <b>【増減の主な理由】</b> 粗大ごみ処理事業の増
2目 工場費	8,052,677	4,574,056	3,478,621	工場運営費 工場補修費 焼却工場排ガス設備等整備費 焼却灰資源化事業費 鶴見工場長寿命化対策事業費 保土ヶ谷工場再整備事業費 工場環境保全調査費 施設管理費等  <b>【増減の主な理由】</b> 鶴見工場長寿命化対策事業費の増

款項目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説明
		千円	千円	千円	千円
	3目 处分地費	3,478,845	6,445,082	△2,966,237	<p>南本牧ふ頭第5ブロック 既設外周護岸等負担金 2,527,200</p> <p>南本牧埋立事業負担金 360,468</p> <p>南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 219,768</p> <p>処分地環境保全調査費 30,570</p> <p>処分地管理費等 340,839</p> <p>【増減の主な理由】 南本牧ふ頭第5ブロック既設外周護岸等負担金の減</p>
	4目 産業廃棄物対策費	784,554	972,516	△187,962	<p>南本牧埋立事業負担金 90,260</p> <p>南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 111,801</p> <p>不適正処理監視・指導強化事業費 21,198</p> <p>P C B適正処理推進事業費 438,760</p> <p>戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 104,900</p> <p>産業廃棄物管理費等 17,635</p> <p>【増減の主な理由】 P C B適正処理推進事業費の減</p>
3項	し尿処理費	421,584	451,440	△29,856	
	1目 し尿処理総務費	172,479	182,585	△10,106	<p>し尿処理総務管理費 86,506</p> <p>公衆トイレ維持管理費等 85,973</p> <p>【増減の主な理由】 公衆トイレ維持管理費の減</p>
	2目 し尿処理施設費	249,105	268,855	△19,750	<p>機子検認所費 77,506</p> <p>機子検認所補修費 4,013</p> <p>災害対策用トイレ整備事業費 63,758</p> <p>公衆トイレ整備事業費 103,828</p> <p>【増減の主な理由】 公衆トイレ整備事業費の減</p>
歳出合計		41,993,265	41,353,034	640,231	